

「感染警戒対策期」への移行について（令和5年3月13日以降）

1 現状（令和5年3月7日時点）

- 2月中旬以降、30%を下回っている状況が続いている。
※ 確保病床使用率：10.0%、重症確保病床使用率：6.9%
- 新規感染者数は1月上旬のピーク時と比べて大幅に減少している。
※ 直近1週間の累積新規感染者数：657人

2 「感染警戒対策期」における対策（概要）

- 令和5年3月13日（月）以降、当分の間
※ 「マスク着用の考え方」については、3月13日以降、個人の主体的な選択を尊重し、着用は個人の判断に委ねることを基本とする。
（ただし、マスク着用が効果的な場面では着用を推奨。事業者の判断でマスク着用を求められる場合あり。）
- 「重症化リスクの高い方と会う場合の陰性確認」や「業種別ガイドライン等の遵守」などを除き、特措法第24条第9項に基づく協力要請を「法に基づかない協力依頼」に変更